

時・令和7年2月12日（水）

於・特許庁庁舎16階特別会議室+Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会
令和6年度第1回審査品質管理小委員会
議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 議題 1	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について		6
3. 議題 2	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について		13
4. 議題 3	令和 7 年度実施庁目標について	32
5. 閉	会	35

開 会

○松浦品質管理室長 では、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会令和6年度第1回審査品質管理小委員会を開催いたします。

私、本小委員会の事務局を担当しております調整課品質管理室の松浦でございます。本日は御多忙の中、皆様御出席いただきまして誠にありがとうございます。

特許庁では、昨年度の本小委員会で頂いた評価・改善提言を基に、特許・意匠・商標の審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございます。今年度も評価・改善提言を頂き、審査品質管理の実施体制の充実、審査の質の継続的改善に向けて、引き続き委員の皆様のお意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の小委員会は、一部の委員はWeb会議システムによる御出席となっております。

御発言の際、この会議室に御出席の方は挙手していただき、指名されましたら机に備付けのマイクのボタンを押して御発言ください。御発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをお切りくださいますようお願いいたします。

Web会議システムによる御出席の方は、挙手機能をお使いいただくか、御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただき、指名されましたらマイク及びカメラのアイコンをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、カメラをオフにしてくださいようお願いいたします。通信環境等の問題がありましたら、カメラはオフのままでも結構です。音声が聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

委員長挨拶

○松浦品質管理室長 議事に先立ち、委員長選任の御連絡をさせていただきます。本小委員会の委員長は、産業構造審議会運営規則に基づき、益一哉知的財産分科会長より椿美智子委員を御指名いただいております。つきましては、椿委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○椿委員長 委員長を務めさせていただきます椿でございます。皆様御多用の中、本日も集まりいただきまして誠にありがとうございます。

特許庁における審査の質の維持・向上は、産業財産権制度の根幹を支える非常に重要なミッションだと理解しております。

本小委員会では、平成26年度より、特許・意匠・商標の審査について、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、それから品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかといった観点につきまして評価・検証を行い、さらにそれらの改善に向けた提言を行ってまいりました。

本日の小委員会におきましては、本年度の審査品質管理の実施体制・実施状況について評価を行うとともに、改善提言に向けた討議も予定しております。また、これに加えて、令和7年度実施庁目標についての討議も予定されております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な御知見や豊かな御経験を基に活発に御発言いただくとともに、特許庁の審査品質管理のさらなる充実化、さらには制度を利用される全ての方々が円滑に事業を進められるように貢献できることを願っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○松浦品質管理室長 椿委員長、ありがとうございました。

以降の議事進行を椿委員長にお願いしたいと存じます。椿委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○椿委員長 ありがとうございます。

委員の紹介

○椿委員長 それでは初めに、事務局から委員の御紹介と配布資料等の御確認をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 それでは、本小委員会の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

本日は、弁理士法人A T E N弁理士・市川ルミ委員、

日刊工業新聞社取締役論説委員長・井上渉委員、

T o p o l o g i c 株式会社 I P A d v i s o r 弁理士・澤井周委員、

東京理科大学経営学部経営学科教授・椿美智子委員、

T M I 総合法律事務所顧問弁護士・東海林保委員、

弁理士法人ととせ・ももとせ弁理士・徳永弥生委員、
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁理士・中山真理子委員、
日本知的財産協会副理事長・水方勝哉委員、
に御出席いただいております。東海林委員、徳永委員、中山委員、水方委員におかれましては、今年度新たに委員に御就任いただきましたので、よろしければ委員名簿の順にお一言いただければと思います。

まずは、東海林委員、よろしく願いいたします。

○東海林委員 ただいま御紹介いただきました東海林と申します。

昨年6月まで知的財産高等裁判所の判事をしておりましたが、その後、定年退官いたしました。現在弁護士をしております。裁判所におりましたので、一応、審判はよく分かっているつもりですけれども、審査はまだよく分かっていないところもありますので、勉強させていただきながら、この委員会でお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松浦品質管理室長 東海林委員、ありがとうございました。

続いて、徳永委員、よろしく願いいたします。

○徳永委員 徳永でございます。

今回初めて参加させていただきまして、私自身、きちんと理解が及んでいない点もあるかと存じますが、微力ながらお役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松浦品質管理室長 徳永委員、ありがとうございました。

続いて、中山委員、よろしく願いいたします。

○中山委員 弁理士の中山真理子でございます。

私もこのたび初めてこの委員会に入らせていただきました。私は2001年に弁理士試験に合格しまして、それ以来、主に商標の出願、権利化、相談などの案件に携わってまいりました。クライアントとしましては、国内、海外両方ともサポートさせていただいております。日々特許庁の審査業務にはお世話になっております。色々な意味でより良い制度ということで、制度への恩返しと思い、今回微力ながら何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松浦品質管理室長 中山委員、ありがとうございました。

続いて、水方委員、よろしく願いいたします。

○水方委員 日本知的財産協会副理事長の水方と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私、所属会社は化学メーカーのダイセルというところでございまして、もう一つ前の会社が電機メーカーのシャープだったのですが、そのように電機と化学の2つの分野で特許の業務をやっていたので、その経験を何らかの形で使えればいいと思っています。今回初めてでございまして、様々なことを勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○松浦品質管理室長 水方委員、ありがとうございました。

本日は、議決権を有する8名の委員全員の御出席を頂いておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

配布資料の確認

○松浦品質管理室長 次に、配布資料の確認をさせていただきます。この会議室においては、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。タブレットの使用方法については、お手元に「タブレットの使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照ください。お困りの際は、挙手いただくなどして合図を頂けましたら、お近くの係の者が対応いたします。Web会議システムによる御出席の方は、事前に送付しました資料を御覧ください。

本日の配布資料は、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1は、令和5度改善提言に関する特許・意匠・商標審査の取組状況、資料2-1から2-3は、各評価項目についての特許・意匠・商標審査の実績・現況等、資料3は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）、資料4は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案、資料5は、令和7年度実施庁目標について、参考資料1は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準です。

資料3から5に関する事務局からの説明の際は、会議室のスクリーン及びWeb会議システムにおいて資料を表示させていただきます。

続きまして、議事の公開についてです。本小委員会では、一般傍聴及びプレス傍聴につきましてはオンライン傍聴に限って可能としております。議事録と議事要旨、配布資料については、これまでと同様、特別の事情がある場合を除き、特許庁のホームページにお

いて公開させていただきます。議事録については、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

特許技監挨拶

○椿委員長 それでは、本小委員会の開催に当たりまして、安田特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○安田特許技監 特許技監の安田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

椿委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本小委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。また、平素より特許庁の行政に格別の御理解、御協力を賜っておりますことも厚く御礼を申し上げます。審査品質管理小委員会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本年、我が国の産業財産権制度は制定から140周年という節目を迎えます。この長い歴史の中で知的財産の重要性はますます高まり、特許庁は時代の要請に応じた制度改正や取組を進めてまいりました。特に近年のグローバル化やデジタル化の進展に伴い、知財の活用が企業の競争力を左右する重要な要素となっております。また、昨年からは特許出願非公開制度の運用を開始しておりまして、経済安全保障の観点からも、社会における特許庁の役割がますます重要になってきているところでございます。

そのような中、特許庁は特許の権利化までの期間を平均14か月以内にするなど、世界最速、最高品質の特許審査の実現に向けた目標を達成してまいりました。10年後もこのスピードを維持することが求められている中で、審査の質のさらなる向上を図るため、技術動向に即した審査体制の整備、デジタル・AI技術の活用によるさらなる業務効率化を進めてまいり所存でございます。

本委員会からは、平成26年度の設置以来、審査の品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な御評価と審査の質の維持・向上に向けた貴重な御提言を頂いておりまして、特許庁はそれらを基に、さらなる品質改善に向けた効果的な取組を実施してまいりました。その結果、審査の質に関してユーザーの皆様から高い評価を頂くなど、一定の成果が出ているところでございます。これも委員の皆様方の御指導のおかげであると深く感謝を申し

上げる次第でございます。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員長 安田特許技監、ありがとうございました。

議題1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について

○椿委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議題は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）についてです。各委員には、事務局から先ほど御紹介がありました資料1ないし資料2―3に基づいてあらかじめ評価していただき、資料3に評価結果の案としてまとめております。資料3について、事務局から説明をお願いします。

○松浦品質管理室長 ありがとうございます。資料3は、各委員の事前評価を事務局で取りまとめた案です。

まず、資料構成について御説明します。委員の皆様には、評価項目①から⑪まで、それぞれ「極めて良好」「良好」「概ね達成」「改善を要す」の4つの中から評価いただいております。資料3では、例年どおり、各委員の評価の中央値を本小委員会の評価結果（案）として御提示させていただいております。

1 ページ目に特許・意匠・商標審査のそれぞれについて評価項目①から⑪ごとの評価結果を一覧で示しております。

続いて、2 ページ目を御覧ください。2 ページ目以降は、特許・意匠・商標審査の順に評価項目①から⑪ごとの評価の詳細を記載しております。中央値の評価を下線で示すとともに、その他の頂いた評価も続けて記載しております。「何々との評価もあった」という記載が末尾にある場合は、その評価をお1人から頂いていることを示しており、また、「何々との評価も複数あった」という記載が末尾にある場合は、その評価を2名の委員の方から頂いていることを示しています。さらに、「何々との評価も多くあった」という記載が末尾にある場合には、その評価を3名の委員の方から頂いていることを示しています。

また、評価と併せて頂いた委員の皆様の御意見について、御評価いただいた点、または今後期待される点を、重複する内容をまとめつつ列記しております。

資料構成についての説明は以上となります。

続けて、特許・意匠・商標審査のそれぞれの評価結果（案）について、各担当課長から御説明させていただきます。

○中野調整課長 調整課長の中野です。よろしくお願いします。

それでは、特許審査について御説明します。なお、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては、説明を割愛させていただきます。

資料3の3ページを御覧ください。まず、評価項目④「審査実施体制」、評価の中央値は「良好」ないし「概ね達成」でした。評価された点として、人員配置の制約がある中で検索外注を活用し、先端技術への対応や審査室の再編成により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質な審査を効率的に行う組織体制を概ね確立している。あるいはA I 関連発明の審査体制を強化するため、A I アドバイザーを設置し、A I 担当官と連携している点は評価できる。また、審査ハンドブックにてA I 関連技術に関する新規の仮想事例を追加、公表している点もユーザーにとって有益であるなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、昨年度と同程度の審査官数を確保したものの、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとは言えないなどの御意見を頂きました。

次に4ページ、評価項目⑤「品質管理体制」、評価の中央値は「良好」です。評価された点として、品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画、立案者、質の分析、評価者の各組織が実態上独立して設けられているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査官による品質のばらつきが解消されていない可能性がある。産業の発達という特許法の目的を各審査官に理解させ、査定レベルを統一し、関連案件の情報解析を行うことで、法目的に沿った審査が行われることを期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑥「品質向上のための取組」、評価の中央値は「良好」でした。5ページに参りまして、評価された点として、審査の品質向上のために決裁、決裁前のチェック、協議、外国特許文献サーチ、起案支援ツール、品質関連情報の提供などの取組を計画、実施し、その目的を達成しているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査官間において、対面でのフランクな情報交換が従来に比べ不足ぎみであるとの懸念がある。このような情報交換は、技術知識や判断基準などのノウハウ共有に非常に効果的であるため、積極的に実施していただき、産業の発達という特許法の目的を意識した審査実務を期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑦「品質検証のための取組」、評価の中央値は「良好」でした。評価された点として、品質監査によるサーチの妥当性や認定、判断の妥当性の検証。またユーザー評価調査やユーザーとの意見交換、ホームページでの意見受付を通じた審査の質の現状把握を継続的に行っているなどの御意見を頂きました。

6ページに入ります。評価項目⑧「審査の質の分析・課題抽出」、評価の中央値は「良好」でした。評価された点として、現状の品質管理体制及び品質管理の取組の中で、審査の質の分析と課題抽出が十分に行われており、加えて、抽出された課題を踏まえ対応する取組を実施しているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、判断の均質性向上の取組は引き続き行っていただきたい。サーチ漏れに関しては、特にファミリー案件の諸外国での調査や審査で日本での審査で発見できなかったケースは依然として見受けられる。日本での権利化後に新たな文献が発見されて権利が不安定化することはユーザーとして避けたい。本課題が明確に浮き彫りになったこと自体は評価されるという御意見を頂いております。

7ページに入りまして、評価項目⑨「評価項目①～⑤の改善状況」になります。評価の中央値は「良好」でした。評価された点として、品質ポリシーや品質マニュアル、審査基準など、品質管理のための具体的な手順を示す文書について、適切な管理を継続し、必要な改訂や見直しを行っている。審査実施体制について、外注事業の多様化や審査室の再編成及び技術移管、生成A Iの利用可能性の検討を通じて効率改善に努めているなどの御意見を頂きました。

評価項目⑩「評価項目⑥～⑧の改善状況」になります。評価の中央値は「良好」でした。評価された点として、審査官同士の自主的な協議を推進し、活発な議論、情報共有を促しており、その結果、協議件数も増加している。効率的なサーチスタイルの追求、起案のイノベーション、アンケートを活用した面接、電話対応の質向上など、品質向上のための取組について改善に努めているなどの御意見を頂きました。

評価項目⑪「審査の質向上に関する取組の情報発信」、評価の中央値は「良好」でした。8ページに入りまして、評価された点として、特許庁ホームページでの品質管理に関する情報発信、多岐にわたるユーザーとの意見交換、各種国際会合等への参加を通じ、品質に関するプレゼンス向上を図り、相互の信頼関係の構築に努めている。また、国際審査協力として、研修の実施や新興国の品質管理システム構築の支援を行っているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、特にグローバルサウスにおける日本のプレゼンスを高める意味においても、知的財産管理と活用の重要性を説き、連携していくことは重要であると考えなどの御意見を頂きました。

特許については以上となります。続いて、意匠の説明をさせていただきます。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田と申します。よろしくお願いいたします。意匠審査の品質管理に関する評価につきまして、当方より説明させていただきます。資料3の9ページを御覧ください。

評価項目①から③につきましては、中央値が「極めて良好」と御評価いただきましたので、説明を割愛させていただきます。

10ページの評価項目④「審査実施体制」を御覧ください。中央値は「概ね達成」との評価を頂きました。評価された点としまして、審査システムの機械化やバッチ審査の採用等により業務の効率化が図られ、また審査官の専門知識向上のための研修や展示会等への参加により能力向上が図られ、高水準の審査を実現しているとの御評価を頂きました。

今後期待される点としましては、USPTOと比較すると日本の審査官1人当たりの審査処理件数は多く、審査官の確保に関する取組はされているものの、ハーグ出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、審査体制、人員配置が十分に確立しているとは言いえない。審査体制のより一層の強化が望ましい旨の御意見を頂きました。

評価項目⑤「品質管理体制」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点としまして、国内出願及びハーグ出願の監査を担当する品質管理官に審判部での経験者を増員し、適切な品質管理が行える体制を整えているとの評価を頂きました。

続いて、11ページの評価項目⑥「品質向上のための取組」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点としまして、国内外の案件についての決裁者と協議の実施、ハーグ案件の協議内容については情報データベースに集約、共有することで、審査の質、判断の均質性の向上を図っている。意匠審査基準等の改訂、審査官同士の意見交換や知識共有の促進、審査官向け検索支援ツールや起案文の形式的チェックを行うツールを提供し、審査官向け英語起案研修や技術研修、展示会への参加や企業との意見交換により専門知識の向上を図るなど、品質向上のための様々な取組を積極的、継続的に計画、実施している等の点につきまして御評価いただきました。

今後期待される点としましては、ハーグ出願に関して、即登録以外の案件を原則、全件案件協議対象とし、品質の水準を担保しているが、ハーグ出願の件数が増加していること

から、今後も同程度の水準を担保できる体制であるかどうか検討を継続する必要がある旨の御意見を頂きました。

続いて評価項目⑦「品質検証のための取組」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点として、国内案件及びハーグ出願について、サーチ、認定、判断の妥当性の検証が実施され、審査の質の分析と課題抽出が適切に行われた。また、品質監査において品質管理官を増員したこと、品質管理官相互の協議の機会を設け、質の高い効率的な品質監査を行う措置を講じたこと等について御評価いただきました。

資料12ページに移りまして、今後期待される点としまして、全体評価の上位評価が96.2%から97%に向上したが、分析の結果どのような課題が抽出されているのか分かりにくい。同じくユーザー評価調査の結果について改善傾向が見えておりますが、判断の均質性をどこまで目指していくかがポイントであって、審査の均質化に向けて一次判断等に生成AIを活用するなど、属人性を排除していく方策が必要ではないか等の御意見を頂きました。

評価項目⑧「審査の質の分析・課題抽出」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点として、品質監査結果やハーグ出願について、各国審査との内外乖離分析、審判関連データの整備、ユーザー評価調査の分析及び課題抽出が十分に行われ、加えて起案に関する注意事項を審査官に周知する等の改善策を講じる仕組みが策定されていると御評価いただきました。

今後期待される点として、ユーザー評価調査の結果に基づき抽出された課題である起案の均質性に関する注意事項を審査官に周知したことで、どの程度審査結果の通知内容の水準を平均化できるか、引き続き注視することが望ましいとの御意見を頂戴しました。

13ページに移りまして、評価項目⑨「評価項目①～⑤の改善状況」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点としまして、仮想空間において用いられる画像に関するガイドブックや海外ユーザー向けの英語版ガイドブックの作成、公開と、ユーザーに対する十分な周知を行った。審査官への研修等の機会を通じ、品質管理の基本に関する十分な周知を行い、また品質管理官を増員するなど、品質管理に関する改善への取組を行った等の御評価を頂きました。

今後期待される点として、改正意匠法や意匠制度について多くの解説や説明に関する大量の情報を、ユーザーがスムーズにアクセスしやすいよう適切に整理、準備を行うことを期待する旨の御意見を頂戴しました。

続いて評価項目⑩「品質管理の取組の改善状況」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点としまして、オンライン面接の支援拡充等品質管理の取組の改善を十分に行った。審査官と決裁官との案件協議数を増加させ、コミュニケーションに関するユーザー評価において上位評価割合88%を達成した等の御評価を頂きました。

14ページに移りまして、今後期待される点として、ユーザー評価調査から抽出された課題への取組を実施することに期待する旨の御意見を頂戴しました。

評価項目⑪「審査の質向上に関する取組の情報発信」でございます。中央値は「良好」と御評価いただきました。評価された点としましては、特許のほうのコメントと同様ですので割愛させていただき、今後期待される点としましては、特に外国特許庁との意匠実務に関する情報交換は、デザインの保護や権利活用を図る上でグローバル進出等に欠かせない情報であるので、各国間での権利安定性を確保するために今後も注力いただきたい等の御意見を頂戴いたしております。

意匠は以上となります。続きまして、商標の説明をさせていただきます。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。よろしくお願いたします。

特許、意匠と同様に、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては説明を割愛させていただきます。

16ページ下段から御覧ください。項目④「審査実施体制」でございます。中央値は「概ね達成」でした。評価された点として、審査実務体制の強化が図られ、着実に改善されている状況であることを評価する。10名の新規入庁者を採用し、民間調査者を活用するとともに、主任指導審査官を配置し、審査実施体制の強化が図られているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査官1人当たりの審査処理件数は米国と比較して多く、国際的に遜色のない観点ということからは概ね達成しているにとどまる。審査の質を維持しつつ、適正な審査処理期間を実現できるよう、人員の獲得を望むなどの御意見を頂きました。

項目⑤「品質管理体制」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画、立案者、質の分析、評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられている。国際的に遜色のない水準において品質管理の組織体制、人員配置が確立されているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、判断の均質性や拒絶理由における記載の充実化を図るため、

品質管理体制にはさらなる改善の余地があるなどの御意見を頂きました。

項目⑥「品質向上のための取組」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質向上のために必要とされる取組が継続して計画どおり実施されており、その目的を達成している。必須協議案件に該当しない案件について、管理職、主任指導審査官との協議を実施し、その件数を公表した点を評価するなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取組を期待する。必須協議案件に該当しない協議の件数について、前年比とともに今後も継続して公表していくことが望ましいなどの御意見を頂きました。

項目⑦「品質検証のための取組」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質監査による職権調査の妥当性や認定、判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査や意見交換を通じた審査の質の把握等の取組がそれぞれ計画どおりに実施され、その目的を達成している。ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査として意見交換を行っているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、重点項目のうち、識別性の判断と審判決との均質性に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かを示していただけるとなお良いなどの御意見を頂きました。

項目⑧「審査の質の分析・課題抽出」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、現状の品質管理体制の中で審査の質の分析と課題の抽出が適切に行われている。重点項目として、識別性の判断、審判決との均質性及び審査官間の判断の均質性が設定されており、審査上の課題の抽出が適切に行われていることが認められるなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、ヒアリング等を実施するユーザーについては拡大の余地がある。審判決との判断の相違に関して、識別性の証拠に対する事実認定、類似性の商標の判断、要部抽出の認定において、判断が相違することがあるとの認識に基づき、決裁時に重点的に確認を行うなどの運用を徹底していくことが期待されるなどの御意見を頂きました。

項目⑨「評価項目①～⑤の改善状況」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、新規入庁者の採用、民間調査者の活用、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び主任指導審査官の設置などが実施されている。先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性を検証するための実証的研修事業の成果物を審査官に試行的に提供する

ことが予定されているなどの御意見を頂きました。

項目⑩「評価項目⑥～⑧の改善状況」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し、コンセント制度導入に伴う審査基準、審査便覧の改訂が行われている。メールでの問合せ対応については、原則即日対応、テレワーク時の電話問合せ対応についても、原則即時折り返し対応とする運用の周知徹底が図られているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、テレワーク中の審査官との電話連絡の可否など、審査官とのコミュニケーションに関する情報についてユーザーへの周知を期待するなどの御意見を頂きました。

項目⑪「審査の質向上に関する取組の情報発信」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としまして、国内外への情報発信を継続して行い、かつ国内外の機関、団体との協力関係が積極的に構築されているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、品質管理の取組をユーザーにとってより分かりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことが期待されるなどの御意見を頂きました。

以上でございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御報告いただきました本小委員会の評価結果について、御意見のある方は挙手または御発言希望の旨をチャット欄に御記入ください。ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本小委員会の評価結果につきましては事務局案のとおりと致したいと思います。

議題2 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

○椿委員長 次の議題は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案についてです。資料4について、事務局から御説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 資料4は、各委員から頂きました改善提案を評価項目ごとにまとめたものです。これらを総括した本小委員会としての改善提言につきましては、本日の御審議を基に、追って事務局にて整理させていただきたいと存じます。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にご自身の改善提案等についてお伺いしたいと思います。よろしければ、委員名簿の順に市川委員からお願いいたします。まずは市川委員、よろしくお願いいたします。

○市川委員 市川と申します。

まずは評価結果のおまとめと審査の品質向上についての取組をしていただいております。私は、主に弁理士の立場として特許の方の実務をしておりますので、特許の点につきまして3点、改善提案をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、審査実施体制に関するところでして、審査体制の強化としまして、審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行うこと自体はとても良いことだと思っておりますが、それに伴うデメリットもやはりあるかと思っております。例えば、慣れない技術分野における審査官の判断のぶれですとか、そういったデメリットに対する対策を講じていただきたいと思います。

2点目につきまして、品質向上のための取組に関するところでして、AI技術等を活用した審査の質の向上を図っていると伺いましたところ、なかなか難しいところで、審査官個人個人の差もあると思っておりますが、やはり審査判断の均質性の問題があります。審査判断の均質性に影響がある要因の1つとしまして、サーチ漏れがあると思っております。それ以外にも、少し細かくなりますが、本願発明や引用発明の認定や対比判断の過ち、また意見書の内容について鵜呑みにするなどの判断の過ちや審査官ごとの基準が異なる判断の相違があると考えます。こういった情報も含めて分析して審査官に周知していただくことを御提案させていただきます。

また、拒絶理由通知における請求項に係る発明の構成と引用発明の構成の対比の説明が分かりにくいケースもありますので、起案についての均質性というところも改善の提案をさせていただきます。

3点目は、審査の質の分析、課題抽出に関するものです。特に指摘が多かったという最後の拒絶理由通知とすることの誤りにつきましては、審査官に徹底していただくことを要望させていただきます。

私からは以上となります。

○椿委員長 市川委員、どうもありがとうございました。今の御発言に対しまして事務局から御説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 品質管理室の松浦です。御意見ありがとうございました。3点ほど

特許に関して御意見を頂きました。

1つ目として、技術移管時の審査の質の担保について御意見を承りました。御指摘のとおり審査着手時期のばらつきを抑え、着実な審査業務管理を行うため、本年4月に審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行うことで、適切な案件配分となるよう調整を行ったところでございます。技術移管があった案件については、当該技術に知見のある審査官との協議を必須とするなど、技術移管による質の低下を防ぐ取組を行っております。引き続き協議の推奨や技術研修等を通じ、審査官が担当技術分野を拡大する場合における審査の質の担保を図ってまいりたいと存じます。

また、2点目として、判断の均質性について御意見を頂きました。特に審査官へのフィードバック内容についての御助言を頂いたところでございます。御指摘のとおり、均質性の問題においては、審査官間におけるサーチの過不足や判断の過ちに起因することがあると考えております。審査官ごとのサーチ漏れや判断の過ちについては、発見された場合には本人に適切にフィードバックを行っております。また、統計的な処理としては、審査部単位や審査室単位などにおいてサーチ漏れや判断の過ちなどの不備が何%あるかといったところを年度ごとに取りまとめて庁内に周知するとともに、翌年度の品質管理の取組の検討材料としているところでございます。今後も継続して分析を行い、審査官の誤りの傾向を注視してまいりたいと考えます。

また、拒絶理由通知の対比の説明が分かりにくいケースがあるとの御指摘について真摯に受け止めたいと思います。

決裁者には、一致点や相違点について不十分な記載により判断や意図が伝わりにくくなっていないかという点も含めてチェックするように周知しているところでございます。また、品質監査において不十分な記載が発見された場合には、指摘や助言のフィードバックを行っているところでございます。

また、起案の質向上に向けては、ユーザーや審査官への聴取等も行いつつ、分かりやすい起案様式の整備等を進めているところでございます。引き続きこのような取組、体制整備を行い、起案の質向上に努めてまいります。

また、3点目、最後の拒絶理由通知についての御意見も承りました。今年度から調査員を増員し、最後の拒絶理由通知とすることの誤りに関する起案チェックを試行的に実施したところでございます。仮の集計結果とはなりますが、試行を進めるに従って誤りの発生の減少傾向が見られておりまして、抑制力として一定の効果が見込まれるところでござい

ます。まずはこの取組を継続、発展させることで、適切な審査手続の徹底を図りたいと考えております。

以上になります。

○樫委員長 ありがとうございます。続きまして、井上委員、よろしくお願ひいたします。

○井上委員 井上でございます。ありがとうございます。

私、比較的長い間こちらの委員をさせていただいております、私の判断基準としましては、毎年のユーザー評価項目をベースに考えさせていただいております。今年度を含めまして、着実にユーザーの満足度は向上し、これは事実として特許庁の前向きな取組の成果として高く評価しておりますし、高く評価されるべきだと考えております。

そのため、改善要望としては、正直非常に限られてくるのですけれども、毎年のことであれですが、やはり人員確保は政府全体の話で、なかなか特許庁単体でというのも難しいと思っておりますが、引き続き人員増はぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

また、限られた人員の中でいかに効率的な審査を実現できるかも、さらにそういう環境作りを進めていただければと思っております。

あと、急増しているA I 関連発明についてですけれども、やはりこれも先端技術を適正に判断できる教育というのか何というのか分かりませんが、その辺りの環境作り、庁内の環境作り、審査体制強化もお願いしたいと思っております。

最後に、これも毎年お願いしていて恐縮なのですが、中小企業などユーザーの間口をぜひ広げていただき、これも実際やっていただいておりますが、そういうことを通じて日本全体の知的財産の取組への底上げを果たしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○樫委員長 ありがとうございます。今の御発言に対しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 品質管理室の松浦でございます。御意見ありがとうございます。

まず1点目として、人員確保について御意見いただきました。こちら政府全体の定員合理化目標による定員削減が続く厳しい状況ではございますが、審査体制維持のための審査官数の確保については、引き続き努力してまいります。

また、人員増が容易でない状況を踏まえつつ、これまで以上に質の高い審査を実現できるよう、検索外注やA I 技術のさらなる活用を含め、審査業務の効率化に引き続き取り組

んでまいります。

また、2点目として、AI関連発明等に対する適切な審査についての環境整備など、引き続き検討が望まれるという御意見を頂きました。昨今急増するAI関連技術は、代表的な複合技術でありまして、AIに関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要があることから、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携するべく、令和3年よりAI担当官を設置したところでございます。

また、昨年度の本小委におきまして井上委員より、係る取組をさらに推し進め、AI専門官のような形で人を置いていただきたいという御提言を頂きました。それを受けまして、今年度はAI関連技術について研修や助言を行う有識者から成るAIアドバイザーを設置いたしまして、AI担当官との連携を進めているところでございます。今後も技術の進展を見極めながら、AI関連発明等については、効率的かつ高品質な審査を実現し得る体制整備を進めてまいりたいと考えております。

また3点目として、ユーザーの間口を広げていくための取組ということで御意見いただきました。ありがとうございます。これまでも国内外も含め、様々な企業または団体との意見交換を行ってきたところでございます。意見交換を通して多様なユーザーニーズを迅速に把握するとともに、特許権の共創についても、ユーザーの御理解、御協力を頂きながら引き続き力を入れて取り組んでまいりたい所存でございます。

以上になります。

○樫委員長 ありがとうございます。続きまして、澤井委員、よろしく願いいたします。

○澤井委員 弁理士の澤井でございます。取りまとめいただきまして、どうもありがとうございました。

改善提案の前に、私の今の立場としては、去年はスタートアップの中の人として、今年度はスタートアップを支援する側の立場として、まずスタートアップにおける知財の重要性みたいなところを前提としてお話しした上で改善提案ができればと思っております。

御存じのとおり、近年スタートアップは日本でも大分興隆しているところではあるのですが、すけれども、いかんせん諸外国に比べて資金調達環境が日本はあまり芳しくない状況でございます。今、アメリカで量子コンピュータのスタートアップの経営をしている友人が、昨日350億円の非常に大きな資金調達を達成したと。それに引き換え、やはり日本ではなかなかそこまでの大型の調達はない。そういう中でディープテックと呼ばれる領域におき

ましては、特にコア技術、その関連技術の特許は非常に重要であります、一方でリソースが足りない。特に資金面でのリソースがないというところで、やはり知財が一件一件非常に重要になってくるわけでございます。

ですから、そういった知財を今後のオープンイノベーションや大型の資金調達を呼び込む呼び水として機能させるために、いわゆるスタートアップ向けの政策の1つとして、やはり審査の質とスピードを担保していただきたいというところがございます。

その中で、まず1つスピードという観点では、我々スタートアップの取り組んでいる事業等の背景を御認識いただいた上で、まとめ審査ですとか面接審査等で技術を深掘りしていただいて、その上で審査いただくという施策を引き続き続けていただくことをお願いしたいと思っております。

一方で、質のところに関しましては、特にディープテックのような先端技術になりますと、やはり外国が先行している領域が非常に多く、そのため日本での審査段階において、外国の文献がなかなか見つからず、諸外国の審査で新たに見つかって、それがいわゆる無効理由になりかねないという状況も生じております。その中での改善提案の1つが、やはり生成AI技術の審査への活用を御提案できればと思っております。本当にこの1年で生成AIの技術力が格段に、我々の想像のはるか上を行って、世界中の情報がすぐに見つかるような状況でございます。

審査というところは、恐らく調査、分析、判断という3段階あると思うのですが、特に調査の段階においては、できるだけ属人性を廃した均質的な調査能力を生成AIで担保しつつ、一方で審査官の皆様には、判断というところが最終的に課されるところでございますので、そこにより注力いただきまして、例えば先ほど御意見にありましたような、拒絶理由通知の記載の充実ですとか、どうしてこのような審査結果が出たかというところを、よりユーザーフレンドリーな形で明確にお示しいただければと考えております。それによって、いわゆる均質性の問題ですとか、そういったところも徐々に改善されていくのではないかと思料しております。

澤井からの提案は以上になります。

○椿委員長 どうもありがとうございます。今の御発言に対しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 品質管理室の松浦でございます。御提言どうもありがとうございました。

澤井委員より、外国特許庁との関係でサーチ結果のばらつきがリスクとなりかねないということで、サーチの質そのものを上げてほしいという御提言を頂きました。確かに御指摘のようなサーチ結果の乖離については、ユーザーの皆様の事業活動にも大きな影響を及ぼすことから、従来より課題であると認識しております。対象案件の要因分析や課題抽出、審査室へのフィードバック等の取組を実施してきたところでございます。

その上で、澤井委員より御指摘のありました生成A Iでございますが、A Iの活用に関してまず御説明いたしますと、特許庁は平成29年度より人工知能技術の活用に向けたアクション・プランを公表いたしまして、開発を進めてきたところであります。特許分類付与や概念検索、特許文献のランキング表示、さらには構成要素検索というツールにおいて、既に庁内に導入がなされております。今後もアジャイル型開発により高度化を進めるなど、様々な業務でのA I技術の利活用の検討に取り組んでおります。

また、近年の進展がとりわけ目覚ましい生成A Iの活用につきましても、特許審査への適用可能性を検討しております。例えば、特許文献の要約や表データの構造化などの実現可能性について、現在調査を行っております。さらに、特許審査部では、審査業務の各プロセスにおける生成A Iの活用可能性を検討しておりまして、手応えを感じ始めているところでございます。検討状況については、このように御説明申し上げたとおりでございますが、それも含めました環境整備を通じまして、先行技術文献調査の強化を図っていききたいと考えている所存でございます。

以上になります。

○椿委員長 意匠、商標のほうからは何か御発言ございますでしょうか。

○根岸商標課長 商標につきまして1点だけ補足させていただきます。

審査業務における調査という観点でございますけれども、先行文字商標の調査等、A I技術の活用を研究しておりまして、昨年度はそのような実証研究を実施いたしました。本年度につきましては、その実証結果を踏まえまして、アジャイル開発による導入フェーズを経て、審査官への試行提供を開始したところでございます。引き続きA I技術の活用につきまして、商標の分野におきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○椿委員長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして、東海林委員、よろしくお願いたします。

○東海林委員 今回初めてですので、少し分かっていないところもあるのですが、

資料等を読ませていただいた上で気がついたところについて発言したいと思います。

まず、特許・商標・意匠全体に関してですけれども、感じましたのは、審査官の質を向上することに関しては、もちろんマニュアルや審査基準、それからチェック体制を取ること重要だと思うのですが、やはりコミュニケーションが大事なのではないかと考えています。そういう意味で、決裁官と審査官、それから審判官と審査官との意見交換も大事だと思うのですが、やはり審査官同士の協議を充実させる必要があるのかなと考えております。そういう意味では、そういう体制を取っていただいていることは評価できると思いますが、これを形式化させないで実質化させていくことが重要だと思います。

審査における見落としは、多忙な業務の中で仕方がないと思うところもあるのですが、その主な原因はやはり独りよがりの判断になってしまうところなのかなと。それを審査官同士で協議をすることによって、同じレベルで仕事をしている人同士だと、やはりはっと気がつくこともあるし、ヒヤリとするようなミスをなくすこともできるのではないかと考えていますので、この体制をこれからより充実させていただければいいのかなと考えております。これを充実させることによって、判断の均質性の改善にも繋がっていくのかなと私は考えております。

もう一点は、出願人とのコミュニケーションの充実かと思っております。出願人とのコミュニケーションの充実というのは、例えばテレワークしている人との対話、メールや電話を使った対話があるのですが、多分、出願人の不満は、特許であれば特許願に書いてあるクレームもしくは明細書の内容をもしかして審査官が誤解しているのではないかと考えて、いざ拒絶理由を打たれると、やはりそうだったか、というようなことをしばしば耳にすることもあります。

特に発明の内容の理解については、出願人と審査官の理解に齟齬があっては良くないわけなので、そこで疑問を持つようなことがあれば、審査官の方から頻りにコミュニケーションを取ること大事かなと。それをそのままにしておくと、拒絶査定になったときに結局後でクレームがついてしまうということがあるので、さらなるコミュニケーションの充実も大事なかなと考えています。

それから、AIについては、今いろいろ御指摘があったところですが、この時代になって私も一番強く感じるのは、審査においていかにAIを活用していくかということ本当に喫緊の課題になっていると考えております。特に今、AI関連発明のレベルも本

当に日進月歩で上がっていつている状況だと思っておりますけれども、そればかりではなくて、これからマテリアルズ・インフォマティクスなども含め、各特許の分野においてA Iを利用した発明もどんどん出てきているようになっている。そうすると、出願時の技術水準が上がってくるということになるので、審査官がそのレベルの審査ができるように追いついていく必要があると思います。

もちろん審査におけるA Iをどのように活用していくかということもあるのですが、そういうA Iを利用した発明ということになると、A Iの能力が向上すればするほど技術常識がどんどん上がっていきますので、その情報を的確に収集しながら審査していくことが今後求められていくのかなと。そういう意味で、A Iの質的な能力に応じた審査ができるように今後努めていかなければいけないのかなと思っています。

最後に、商標の観点なのですが、コンセント制度が導入されたことによって、これからコンセント制度に関する審査が増えていくかなと思います。まだあまり件数がないと聞いておりますけれども、ユーザー企業の御意見をお伺いする機会があったのですが、やはり従前はコンセント制度ができる前のアサインバックをよく使っていて、では、コンセント制度ができたらコンセント制度に移行するのかなということに関しては、まだまだちょっと様子見をしている企業が多いと思いました。それは、多分1つは、要件の中に「混同を生ずるおそれ」を審査しなければいけないということが入ってきて、そこがどのように判断されるか、外部から見ると透明感がないというのでしょうか、見通せないところがあるようです。

ですから、コンセント制度に関しては、もちろん、商標審査便覧などにおいて非常に詳細な例を挙げていることは承知しているのですが、これをどのように活用していくかということについて、やはり担当する審査官に十分に浸透していただき、事例の集積があったら、それを速やかに公表するような体制を取っていくことが今後重要になるのではないかと考えております。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。では、今の御発言に対しまして、事務局からお願いいたします。

○松浦品質管理室長 品質管理室の松浦でございます。御提言ありがとうございます。特許に関して3点ほど御意見を頂いたと理解しております。

1つ目は、審査官同士のコミュニケーションに関する御意見でございます。特に協議の

充実化が望まれるという御意見を頂きました。我々もコミュニケーションの重要性は重々認識しておりまして、協議を通じましてサーチ手法や判断手法などのノウハウが世代間を通じて共有されることで、審査官相互に能力向上を実現できる体制を敷いております。特にコロナ禍が明けたこの機会に協議を一層促進させていきたいというところで、審査官の自発的な協議の推進などの意識づけを行っているところでございます。こういった取組により、審査官間における知識継承とともに、御指摘のとおりヒヤリ・ハット防止のためにも、こういった取組を継続して行ってまいりたいと思っております。

また、2点目として、出願人様とのコミュニケーションという点で御意見を頂きました。御指摘のとおり、ユーザー様との円滑なコミュニケーションを担保することは、質の高い審査を行う上での大前提だと考えております。特に特許庁M V Vにおきまして、知財エコシステムの協創を掲げております中、この重要性は今後一層増していくものであると考えているところ、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

3点目、A I 関連技術に関しての御意見を頂きました。特許庁も第四次産業革命への対応といたしまして、A I 関連技術に関する仮想事例を審査ハンドブックにて公表しておりまして、随時掲載事例を増やしているところでございます。また、今後の進展が予想される技術テーマについては特許出願技術動向調査を実施し、調査結果を審査に活用しているところでございます。今後も技術の進展を見極めながら、A I 関連発明等について効率的かつ高品質な審査を実現し得る体制整備を進めてまいりたいと存じます。

以上になります。

○椿委員長 商標のほうからいかがでしょうか。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。商標に関して貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

コンセント制度につきましては、まず審査でございますけれども、制度の適用を主張しております出願に適切に対応できるように、協議の実施を含めた審査体制をしっかりと整備しているところでございます。また、協議の結果等を資料にまとめまして審査官に共有するなど、知識の共有を図って、しっかりと審査をしてまいりたいと考えてございます。

こちらについて、まだあまり実際に審査判断されたものがない状況でございまして、コンセント制度の周知につきましては、まず制度自体どういうものかとか、どのような審査をされるかということに関して、審査基準や審査便覧のほかにホームページでQ & Aを公表したり、ユーザー団体様と意見交換を積極的にしまして情報交換するなど、制度を利用

していただけるように普及啓発しているところでございます。

今後このような形でしっかり均質的な審査をしていき、また、審査判断したものにつきまして、J-PlatPatで審査結果を見られるような手当をすることにより、コンセント制度が適用となったものを参照できるような形にする予定です。そのようなことも含めまして、どのような主張をし、どのような証拠を出せばコンセント制度が認められるのかといったところにつきまして、しっかりと公表、周知していけるようにしてまいりたいと思いますし、引き続きユーザーの皆様との意見交換等で御意見を承りながら、運用の改善ができる場所があれば改善していきたいと考えてございます。どうもありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。続きまして、徳永委員、よろしく願います。

○徳永委員 徳永でございます。

今回このような貴重な機会に参加させていただきまして、誠にありがとうございました。審査の質向上のための取組を継続して行っておられること、一弁理士として、知財実務に携わる者として大変ありがたく思っております。その内容、成果について高く評価させていただいております。

その上で、もし改善提案を1つ申し上げるとすれば、これは特に御努力を重ねておられる部分とは存じますが、やはり審査判断の均質性について、さらなる改善に向けた取組を期待するところでございます。例えば意匠であれば、新規性の判断において、意匠の構成要素の特定手法であったり、公知意匠の参酌について審査ごとにばらつきがあるように感じることがあったり、また願書における記載について、過去の登録例で許容されていたものと同程度と考えられる内容に対して拒絶理由通知が発せられたりということがございます。もちろん過去の登録事例などが不適切であれば正していく必要があるとは思いますが、できるだけ偏った判断にならないよう、過去の登録例とのバランスにも考慮していただけたらと思うところです。

また、商標であれば、識別力や先行商標との類否についての判断手法、また指定商品・役務の表現等に関し、審査基準や過去の採択例との不整合があったり、またそういった審査基準などに沿わない判断であっても、拒絶理由通知において特に理由の記載がないなどといったことも時折あるところでございます。ユーザー評価調査等により、そのような具体的な個別事例を収集しておられると存じますので、収集された具体的な個別事例について、本質的な原因の分析、審査へのフィードバック、均質性を担保できるチェック体制や

教育機会の整備等による、さらなる改善に向けた取組を期待いたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○樫委員長 ありがとうございます。では、今の御発言に対しまして、事務局から御説明をお願いいたします。意匠からよろしく申し上げます。

○久保田意匠課長 徳永委員、コメントありがとうございます。意匠課長の久保田です。

意匠に関して均質性の点について改善提案を頂きましたので、意匠のほうで今行っている均質性の取組について簡単に紹介させていただきます。現在、審査官間の協議としましては、特に新保護領域、令和元年に意匠法を改正しまして、画像、建築物、内装といった、これまで審査したことのない分野を審査することになりました。通常の意匠審査ですと、大体1つの物品分野を1人が担当するのですが、この新保護領域については複数人が担当し、複数の担当官が相互に相談をしながら審査を進められるという体制を取っております。そのほかの新保護領域以外の分野も、各審査室で座談会と称しまして、審査官が迷った案件があれば、その室内の審査官を集めて相談したりといったような機会を設ける取組もしています。

そうした枠組みをつくるとともに、ふだんから職員間で話がしやすい環境整備ということとありますと、昨年度から全審査室でフリーアドレスを採用しておりますので、毎日隣に座る人が違うということで、より多くの職員と触れ合える環境整備も進めております。

そのほか、今、審査官間の均質性のお話でしたけれども、決裁者と審査官との間での協議も進めておりまして、意匠審査室では、審査官が起案した書類等の発送前に全件、決裁者がチェックをしております。意匠審査部門は小規模の人員体制ですので、決裁者が全員の案件をチェックできるという体制でやっておりますので、管理が行き届いている環境であると考えておりますが、御指摘いただいた点を改めて我々も真摯に受け止めまして、より一層、均質性の向上に向けてできる取組がないかは検討していきたいと思っております。

以上になります。

○樫委員長 どうもありがとうございます。それでは、商標、よろしく申し上げます。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。商標についての御意見もいただきまして、ありがとうございます。

幾つか個別に出ておりましたところの識別性の判断についてです。当然、私どもとしても課題と捉えておりまして、識別性については、審査官間の認識もそうですが、まずユーザーの方々との認識の相違がないように、本年度も多くの団体や企業との意見交換

を実施しまして、今後も引き続きそのような取組をしてみたいと考えてございます。

過去の審査判断、審査官間の判断の均質性という点でございますけれども、経年変化を見ますと、年々改善傾向になってございます。また、近年の主任指導審査官の導入とか、全審査室のフリーアドレス化による審査環境の改善等、協議しやすい審査実務体制の強化を図りまして、均質性の点について担保しようと試みております。

主任指導審査官との協議ですけれども、今年度から数値の公表をし始めまして、5月から12月で2,500件ほど実績がございます。引き続きこのような形で審査室内での審査官の協議等を通じて、ばらつきをなくしていきたいと考えてございます。

起案の文書につきましても、起案文書作成時のチェックポイント集の作成とか、例えば品質監査で肯定的な評価をされた起案をまとめた起案事例集を作成して審査官に周知する等、品質の良い起案文書を均質的に作成できるように努めており、今後も引き続きそのような取組に努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、中山委員、よろしくお願いたします。

○中山委員 中山です。本日はこのような機会を頂きまして、ありがとうございます。

私も初めてこの委員会に所属させていただいて、資料を拝見しまして、品質管理の取組をすごく深くやっっていることをここまで初めて知りまして、それゆえ、日本の審査が安定して高い品質を続けていらっしやるのだと感じた次第です。そして、より良い審査になるためにということで、私は商標実務が主な仕事になっておりますので、主に商標の観点から実感したものやユーザーから聞いた意見を伝えさせていただきます。

大きく3点ございまして、1点目は審査の均質性です。既に何人かの委員からお話が出ているものと同じような内容でございます。2つ目が審査の結論に関する理由や根拠の説明の充実について。3つ目がさらなるコミュニケーションの充実をというところになります。

1つ目の審査の均質性に関しましては、もちろん個々の案件同士で、似たような案件だけれども結論が違っていたとか、そういうことがないようにというのが1つでもありますし、あとは調査などを行うときには過去の傾向、あまり昔ではないですけれども、比較的近いところの傾向を見ながら類否判断だとか識別力の有無について判断させていただいておりますので、そこに揺らぎがありますと判断しづらく、私たちの先にいらしている出願人というユーザーの方々も判断に困られるところがございますので、個別案件の均質化向

上の積み重ねは、ひいては時間を経過したときの過去の案件との均質化が図れると思いたすので、そちらをどうぞよろしく申し上げます。

施策としましては、内部的には審査官同士のコミュニケーションだとか管理職の方、上席の方に御相談をされているということやマニュアルだとか、そういうものがあると拝見しました。あとはユーザーとのコミュニケーションでいくと、いろいろなユーザーがいらっしゃると思いますので、企業の規模だったり出願の量だったり、どういう商品・役務分野かによっても、すごく識別力の弱いところを狙いたい業界もありますし、造語でいきいた業界もあると思うので、様々な意見があると思うのですけれども、できるだけ偏りのない、規模感もそうですし、業界、分野も広くいろいろなところから御意見を聞いていただけたらと思っております。これが1点目でございます。

2点目の拒絶理由や拒絶査定になったときの理由や根拠の説明の充実をお願いしますというところにつきましては、よくユーザーから聞く例としては、商標の識別力の話が多いのですけれども、より具体的に言うと、Aという言葉とBという言葉を結合してできた商標の場合に、Aという言葉、Bという言葉、それぞれについては指定商品・役務との関係で識別力が弱いのは出願人としても納得するけれども、合わせたときに、果たしてこれが全体として指定商品・役務との関係で識別力が本当に弱いと言えるのかというところは、また別の判断が必要になると思われまして、しばしばそういう商標は出願されます。

そして、そういう識別力は若干弱く見えるけれども、造語的な要素もある商標というのは、割とマーケットでは人気があるようでして、そういう商標をつけることによって売上げが上がったという話があったりもします。3条2項などを見ましても、識別力を超えるとすごく価値のある商標になるのと同じような感じで、本当の財産といいますか、商標としてとても高い価値が生まれることもあると思うのです。

そうしますと、A、Bそれぞれは納得しますけれども、A足すBになったときの識別力の弱さを審査基準でいうと、どこに従って、なぜそうなったのかというところが納得いかないというユーザーが結構いらっしゃるという話を耳にしておりますし、そういう案件を経験したこともございます。

その場合に、基準に沿った判断で良かったのかなというのが1つと、拒絶になるにしても、理由、根拠とどういうロジックでそうなったかをたくさん書いていただけますと、1つには、反論するときはどういうところを反論すればいいのかが分かるのと、あと、その結果を受け入れるにしても、ユーザーとしては納得をして受け入れる。こういう理由であ

れば、識別力がないし独占してはいけないのが分かるというのがありますので、理由の充実性と根拠のロジックがすごく大事だと感じました。

審判では、最後の審決のときに割と長めに理由を書いてくださることもあるのですが、どうしても審査ですと、そこまではないこともありまして、やはりユーザーとしましては、拒絶される時ほど理由を多く知りたいところがございますので、そちらを改善提案としてお願いできればと思いました。

最後のコミュニケーションの充実なのでございますけれども、今、私個人もほかのユーザーも、とても丁寧なコミュニケーションをしていただけて大変ありがたいと感じておりますので、ぜひこれからも引き続きお願いしたいと思っております。個々の案件についてもそうですし、電話だとかメールのコミュニケーションもそうですし、あとは意見交換会をいろいろなところで開いてくださっておりますので、制度に関してや、こういった現状の我々ユーザーが直面している課題について聞いていただける機会を今後も引き続き持っていただけたら大変ありがたく思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、今の御発言に関しまして、商標のほうからよろしく願いいたします。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。いろいろ御提言、貴重な御意見を頂きありがとうございます。

1つ目でございますけれども、審査の均質性に関しまして、先ほどのコメントと重複してしまうところがございますので割愛させていただきますが、引き続きしっかり均質的な審査につきまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともいろいろ御示唆いただければと考えてございます。

2つ目でございます。識別性の判断につきまして、具体的な例も含めまして御示唆いただきましてありがとうございます。数年前に審査基準の改訂等も行いまして、必ずしも商標全体での使用の証拠等がなかったとしても、取引の実情に応じて識別性の判断ができると。つまり、商標全体が品質等を表示するものとして使用されていなかったとしても、需要者が品質を表示するものと認識する場合には、その認識に基づいて判断すると審査基準でも明記されまして、個別案件につきましてしっかり審査していくという運用を徹底しているところでございます。

先ほどの一見識別力が弱いと思われる言葉が結合したような商標につきまして、当然そ

のようなものにつきましてもそれぞれのワードとか全体から認識される意味とか使用の状況を見ながら、この基準に従った判断をしていくという形でやっているところでございます。出願された具体的な商品、サービス分野での使い方とか、その分野でのユーザーの認識もございますし、識別性の判断につきましてもは審査時でございますので、その時点で需要者がどのように認識するかということも個別に見ております。過去の判断と必ず一致するということではないものもございますけれども、御示唆いただいた内容につきましても、引き続き検討してまいりたいと思います。

商標審査に限らないですけれども、適切な審査、処理のスピードと審査の質の両立ということで、効率的な審査という点もございますので、その点も踏まえまして、頂いた御意見を参考にさせていただきますして、引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

3つ目のコミュニケーションにつきましてもコメントいただきありがとうございます。電話とかメールでの問合せにつきましては、昨年度よりも対応件数が増えておりますし、即時対応も徹底しているところでございます。問合せしやすいような環境を整えてまいりたいと思っております。

意見交換につきましても、ほぼ昨年と同程度、一昨年と比べますと、かなり多くの意見交換の機会を設けさせていただいております、まさに識別性のところもそうですし、均質性のところも含めまして、我々としてもユーザーの声を大事にしていきたいと考えてございますので、引き続き意見交換の機会を設けさせていただければと考えてございます。ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。続きまして、水方委員、どうぞよろしくお願いたします。

○水方委員 ありがとうございます。水方でございます。

私は、産業界で知的財産を実際に活用する立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。活用といいましても、知的財産の中では意匠、商標もありますし、そこもちろん活用しているのですけれども、やはり特許の活用が非常に多いところですので、ちょっと特許にフォーカスした話になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

今までやってきた経験とか今まで見聞きしてきたことなども踏まえて御説明させていただきたいのですけれども、資料4に私の発言として書かれているところがありますが、一番思うのは、特定の案件で審査レベルがどうなのかというのがございます。これは先ほどか

いろいろな委員の方におっしゃっていただいているように、審査官のレベル差、審査レベルにばらつきがあるというところなのかなと思っています。このところをどうにかしていかないと、例えば知的財産分科会の議事録を見ますと、こんな発明が特許になるのかという話もございますし、私が今所属しております知的財産協会の「知財管理」という雑誌の中でも投稿がありましたけれども、こんなレベルのものが特許になるのかということで、そういうレベルの低いものが特許になった場合、それを使った会社間の無用な紛争が日本国内で起こってしまう。そんなことが果たして我が国の特許法の法目的である日本産業の発達の精神なのかというところは非常に問題だと思ってございまして、ここに書かせていただいたところでございます。

そのレベルというのは何かというと、保護と利用のバランスだと思っています。保護というのは、クレームに書かれているこの権利範囲。利用というのは、明細書などに書かれている、これだけ開示しますからこの範囲でくださいという話だと思うのですが、この程度の記載でこんなに広い権利が生じてもいいのかというところは、ちょっと考えたほうがいいのかと思っています。

これが全ての案件でそうだとやっているわけではなくて、一部の案件でそういったことが発生しているということは、実際に私も経験していることでありますし、技術分野によってもまた違うと思います。

私は前職で電機にいたのですが、電機だったら、このぐらいの記載だったらこのぐらいの広い範囲でも登録されてもおかしくないかなと。それは、要するに記載されている明細書の内容から、自然法則でこのぐらい広いところまで拡充してもいいでしょうと思うところが多分あると思うのですが、これが化学とかの分野ですと、物質と物質の反応が必ずこうなるかという話。これはやってみないと分からないところでございます。

例えばバイオなどの点では、こんな微生物を使った発酵が必ずこういう発酵になるのかと。その微生物もなかなか見つけにくいのに、この1つの微生物の記載だけでこんな広い範囲で何でもかんでも適用できるような範囲になっていいのかとか疑問になったりすることもございます。そんなところがあって、技術分野によっても権利範囲の保護と利用のバランスがいろいろ変わってくるのかなと思っています。

こんなことを考えていると、先ほどからありましたコミュニケーションの話だと思うのですが、私もここに書かせていただいたのですが、審査官の方々は従来、例えば10年とか20年ぐらい前までは、このレベルだったら特許として成立させないというようなこ

とがあって、それになるような形でちゃんと拒絶理由を探して、そのロジックを構築されていたところがあったと聞いています。これは伝聞なのですがそれでも。

ところが今は、特にコロナ禍があって在宅勤務になった。これは特許庁さんだけではなくて企業もそうなのですが、企業も在宅勤務になって、弊社でも今も在宅勤務が多いのですけれども、そうすると顔を合わせての意見交換が不十分になって、雑談とかがなかなかしにくくなる。だからこそノウハウが伝授されないところがあるので、やはりそういう従来の良いところ、このレベルになかったら特許にとしてはならないというところに関しては、保護と利用のバランスから見て、ぜひ考えていただく形にしていけないのではないかと思っていますところでございます。

それも全て日本産業の発達ということを考えていけないといけないですし、日本の特許ですから、日本のメーカー間の争いが不要に生じるのもどうかと思いますし、やはり日本メーカーだったら競合他社は海外にいると思ってやっていけないといけないでしょうということも思っているところです。

最後に、先ほどちょっとあったかもしれませんが、出願人のアンケート。資料4には書かれていないのですが、結構ポジティブな出願人のアンケートであるというところは、まさしくそのとおりではあるのですが、例えば出願人側から見ると、こんな範囲でも特許になるというのはいいのかもしれないのですが、これを第三者の立場として見たときどうなるか。そういう侵害を回避する者の立場から見るとどうなのか。そこら辺の観点が十分に反映されたアンケートなのかなと思います。

ですので、アンケートを取るときに、やはり出願人側の立場と第三者の立場との両方をイメージして回答できるようなことをしていただくことが必要なかなと思います。先ほどから日本で特許になっても外国で無効理由が出たという話もございましたけれども、まさにそんなことがございますので、そういったところも含めてのアンケートにしていくべきではないかと思った次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○椿委員長 どうもありがとうございます。それでは、今の御発言に対しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 品質管理室の松浦でございます。貴重な御意見をありがとうございます。

主に特許に関してということですが、特定の案件において審査レベルが疑問であり、保

護と利用のバランスが悪いという御認識があるという御指摘につきまして真摯に受け止めたいと思っております。

御指摘の点、品質ポリシーにおける広い特許というのがございますが、すなわち発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを品質ポリシーでうたっているわけですが、その点で基準なのか運用なのかというところでバランスが悪いケースがあるということだと受け止めました。

また、技術分野ごとの特性を踏まえた御意見についても頂戴いたしまして、ありがとうございます。個別案件の適用という部分に関しましては、外部から御不満の意見をしばしばお受けすることも事実でございますので、そのような御不満の原因分析を進めていくとともに、判断の均質性に向けた取組を一層推進していく所存でございます。

また、2点目としてコミュニケーションの充実について御意見を頂きました。こちらもありがとうございます。御懸念のとおり、テレワークの定着によりまして、対面での情報交換の機会が不足する可能性については従前より認識しておりまして、十分なコミュニケーションの機会を担保するために、オンラインでの気軽な協議なども推奨しているところでございます。その結果、コロナ禍において一時的に減少した協議件数も徐々に回復が見られているところでございます。引き続き判断の均質性向上というキーワードの下で、ノウハウ共有に関する審査官の意識づけを行ってまいりたいと考えております。

また、3点目といたしまして、アンケートにおきまして出願人としての立場しか反映されていないのではないかという御指摘です。第三者としての観点が反映されたものであるのかという点については御意見を承りまして、今後検討していきたい所存でございます。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。ほかはよろしいですね。

それでは、私からの改善提案について御説明したいと思います。私は品質管理の専門家として委員に入っておりますので、その立場から述べたいと思います。

私も基本的にはよく行っていると思っております。品質管理のPDCAサイクルに関しまして意見を述べたいと思っております。特許・意匠・商標ともPlanで計画を立てていただいて、Doで実行し、そしてCheckでその効果を測っていただけている部分と、まだ効果や妥当性は示し切れていない部分があると思います。そのことに関する改善提案をところどころに書かせていただいております。

また、効果が測られている部分につきましては、その効果を測った結果に基づいてAct

で改善案を考え、Planでそれに基づいて次の計画を立てるわけなのですが、どのCheck項目に対する結果がどのActに繋がっていて、その次のPlanとしてどう生かされているのかの流れが必ずしも分かりやすいように書かれていない部分があります。そのために、しっかりしたPDCAサイクルが回っていることがよく分かるような示し方にされることを改善提案として書かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦品質管理室長 御提言ありがとうございました。PDCAサイクルにつきましては、品質マニュアルなどにおいて、PDCAサイクルに沿って品質管理を行うことを規定しております。これまで年度ごとのサイクルを着実に実行し、その結果を本小委員会でもお示ししてきたところでございます。

ただ、個別の取組がその後のPDCAサイクルにどのように影響したかについては、外部向けの分かりやすい御説明が不足していたという点は御指摘のとおりと思われまので、今後取組とPDCAの繋がりがより明確になるような情報発信を工夫してまいりたいと考えます。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。意匠からはいかがでしょうか。

○久保田意匠課長 意匠も基本的には特許と同様の対応をさせていただきたいと思っております。

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、商標。

○根岸商標課長 商標も同様でございます。ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、全委員にお話しいただきましたので、さらに御意見のある方は挙手または御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただきたいと思います。御発言は大丈夫でしょうか。どうもありがとうございました。

各委員から頂きました改善提案につきましては、今年度残りの審査品質管理や次年度以降の計画策定に生かしていただきたいと思います。

議題3 令和7年度実施庁目標について

○椿委員長 それでは、最後の議題になります。3点目、令和7年度実施庁目標についてです。資料5につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松浦品質管理室長 それでは、資料5のスライド1ページ目を御覧ください。実施庁目

標について、まず御説明させていただきます。

実施庁とは、中央省庁等改革基本法に基づき設置された、主として政策の実施に関する機能を担う庁であり、特許庁は経済産業省に属する実施庁という位置づけでございます。そして、同法には「実施庁が達成すべき目標」が設定されることについて規定されており、本目標を一般的に実施庁目標と呼んでおります。

特許庁においても幾つかの実施庁目標を掲げ、年度ごとに目標の策定及び実績の評価を行っております。1ページ目下段の表は、令和6年度の特許・意匠・商標の実体審査に関連する実施庁目標です。

上から4項目までは審査の速さに関する目標でございますが、それに加えまして、品質管理に関連する目標としてコミュニケーションに関するユーザーの評価という目標がございます。本日はこちらについて御説明させていただきます。スライド2ページ目の上段を御覧ください。

特許庁が実施する審査の質についてのユーザー評価調査において聴取しておりますコミュニケーションに関するユーザー様の評価の上位評価割合を例年、実施庁目標として掲げております。これは審査の速さと引き換えに行政サービスの質を落とすことのないよう、平成29年度より採用している目標であり、審査官の意識を高め、ユーザー様との円滑な意思疎通を促進することにより、安定した権利付与につなげるという考え方に基づいたものでございます。

本日は、来年度もこの目標設定にすることの是非を本小委員会の皆様にお諮りする次第でございます。本小委での御意見を踏まえて、今後の目標策定プロセスを進めていきたいというものでございます。

先ほどの発言の繰り返しとなり恐縮ですが、ユーザー様との円滑なコミュニケーションを担保することは、質の高い審査を行う上での大前提であり、特許庁M V Vにおいて知財エコシステムの協創を掲げる中、その重要性は今後一層増していくものだと考えております。

したがいまして、事務局といたしましては、令和7年度も引き続き本項目を実施庁目標として掲げ、さらなる審査の質の向上を図ってまいりたい所存であり、ぜひとも御賛同いただけますようお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上になります。

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から御紹介いただきまし

た今後の方針案につきまして、御意見のある方は挙手または御発言希望の旨をチャット欄に御記入ください。いかがでしょうか。それでは、水方委員、お願いいたします。

○水方委員 水方でございます。

私が先ほど申し上げたこととちょっと関係するのですが、この種の評価というのは、ユーザーさんと言われていましたが、出願人と特許庁さんの間の関係ということだと思います。それはそれで正しいのかもしれませんが、特許法の法目的が日本産業の発達ですので、そこを踏まえてどのようなものがあるのか。要するに第三者との関係、第三者ですから出願人以外の特許を侵害する立場になるのですかね、そちらの人との関係も含めてアンケートなりをしていく必要があると思っております。

それから、1ページ目を見させていただきますと、審査、通知までの平均期間が速くなる、要するにファーストアクションだと思うのですが、そのところをある一定の速さにするということが、先ほどからずっと言われている品質とか審査官によるばらつきとか、そんなところの改善にひょっとしたら悪影響がある場合もあるのではないかと。要するに、ファーストアクションを急がないといけないがために、ある程度のところで審査をやめてしまうみたいな話なのですけれども、そんなことは少ないと思うのですが、そういうところも一部懸念されるところでございますので、やはり手段と目的がひっくり返らないようにしていただけるように、ぜひ大所高所から見ていただければありがたいと思った次第でございます。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。では、今の点につきまして、事務局からいかがでしょうか。

○松浦品質管理室長 御指摘ありがとうございます。先ほども御意見頂戴したところではございますが、第三者との関係を含めてということで、アンケートのやり方については引き続き整理をしていきたいと思っております。

以上です。

○椿委員長 では、御意見いただきました上で、この目標に関しまして、今回これでよろしいかという点につきましてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から御説明があったとおり、今後考えるにしても、ユーザーコミュニケーションの充実化が結果的に審査の質の向上に寄与するという点、さらにほかの

指標と比較して審査判断にバイアスをかけることがない妥当な目標である点は十分に理解できるものと思われまますので、これで御了承いただいたということにさせていただきます。

そうしますと、事務局の方針案につきましては、基本的な方向性については概ね御了解いただいているのではないかとと思いますが、本件につきまして追加の確認、検討を要することとなった場合には、大変恐縮でございますが、委員長である私に御一任いただければと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、本議題についても以上とさせていただきます。

今後のスケジュールについて

○椿委員長 それでは、本日予定しておりました議事は以上で終了となりますが、最後に、今後のスケジュールにつきまして事務局から御説明をお願いします。

○松浦品質管理室長 ありがとうございます。次回の委員会では、皆様から頂きました改善提案に基づく本小委員会としての改善提言及び審査品質管理小委員会報告書（案）について御審議いただく予定でございます。昨年度と同様、次回委員会は3月頃、書面審議での開催を予定しております。具体的なスケジュールについては、追って事務局から委員の皆様へ御連絡を差し上げる予定でございます。

○椿委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会令和6年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会